

～ 外国法令紹介 ～

中国民事訴訟法の改正条文について（3・完）

国別研修「中国民事訴訟法・民事関連法」個別専門家
弁護士 白 出 博 之

[目 次]

第1章 はじめに～本改正の趣旨・目的

第2章 中国民事訴訟法の改正条文と立法理由

[総 則]

第1 民事訴訟法の基本原則

第2 管轄

第3 回避

第4 訴訟参加人

第5 証拠

第6 送達

第7 保全

第8 民事訴訟妨害に対する強制措置

～ 以上まで第53号掲載

[裁判手続]

第9 第一審普通手続

第10 簡易手続

第11 第二審手続

第12 特別手続 ～ 以上まで第54号掲載

第13 裁判監督手続 ～ 以下本号掲載

第14 督促手続

[執行手続]

第15 執行

[涉外民事訴訟手続の特別規定]

第16 涉外民事訴訟手続の特別規定

第3章 おわりに～中国法整備支援の視点から

以上

第13 裁判監督手続¹³

【再審申立の管轄】四十三、第178条を第199条に変更し、次のように定める。

第199条

当事者が既に法的効力が発生している判決、裁定

¹³中国民訴法の直面する課題の一つに「再審難」[申訴難]がある。申訴とは、既に法的効力の発生した判決、裁定及び調停について上級裁判所に改めて審理を要求することである。裁判監督制度は、当事者の申立によらなくとも、上級法院、検察院が裁判の誤りを是正するために申し立てて行われるもので、中国では、人民法院、人民検察院、当事者が既に法的効力を生じている判決等に確かに誤りがあるとして再審提起ができ、蒸し返しを許す構造になっている（木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則「現代中国法入門」〔第6版〕266頁以下）。中国民訴法が二審制を採用しているため三審制に比して誤りを正す機会が少ないこと、中国の法官のレベルとの関係で誤った裁判が行われる可能性が高いこと等が理由とされているが、再審が上訴の延長のように扱われており、日本法における再審とは異なった状況にある。これまで中国民事訴訟では判決理由の論証が不十分で曖昧模糊としたものが多く、特に二審終審制度の下では多くの事件は中級法院が終審法院になること、中級法院は、現状では社会の尊重を受けるに至っておらず、その結果多くの当事者は中級人民法院による終審裁判を受け容れることができないこと等が当事者からの頻繁な再審申立の原因となっている。しかし再審事由規定は明確ではなく、当事者が申し立てても実際にはなかなか認められなかった。この「再審難」は2007年改正により、再審申立事由が以前よりも明確にされ再審受理が容易になったが、それでもなお不十分であった。

他方で旧法では再審回数や申請期間に制限が設けられておらず、何十年にもわたって再審が繰り返されるという「終審不終（終審にして終わらず）」現象もあり、判決の法的安定性が著しく害され、判決を執行できないという「執行難」問題の原因になっているとも指摘されている。さらに、近時、虚偽訴訟・悪意訴訟、調解により訴訟外の第三者の権利が害されるケースが増加しており、かかる第三者の救済方法も本改正では喫緊の課題とされた（新法第56条3項参照）。

について誤りがあると認める場合には、一級上の
人民法院に再審の申立ができる。一方当事者の人数が
多い事件又は当事者双方が公民である事件について
は、原審人民法院に再審を申し立てることもできる。
当事者が再審を申し立てた場合、判決、裁定の執行
は停止しない。

本条は、当事者の再審申立に関する規定である。

1 当事者が判決・裁定について再審申立する条件
は、①判決・裁定が既に法的効力を発生したこと、
②発効した判決・裁定に誤りがあると認識すること
である。当事者の再審申立を受け付けた人民法院は、
審査を経て、本法第 200 条規定による再審事由があ
ると認めた場合にのみ、再審決定の裁定をすること
ができる。

2007 年改正法および本改正では、再審申立をどの
級の人民法院にするかという問題を扱った。この点、
1991 年民訴法第 178 条では、当事者は原審人民法院
又は一級上の人民法院に再審申立することができた。
2007 年改正法では、当事者が原審人民法院に再審申
立する旨の規定は削除され、当事者が一級上の人民
法院に再審申立する旨の規定が残された。この改正
により、多方面への控訴や重複審査の問題が避けら
れるとともに、原審人民法院が自らの誤りを正す困
難と、原審人民法院が公正に対処することを当事者
が信じないという問題も回避された。実務の状況か
ら見れば、当事者が再審申立にあたって一級上の人
民法院宛てに提出するという規定は、当事者から歓
迎されており、その効果は、全体的に見れば理想的
である。

2 しかしながら、公民による再審申立の便宜とい
う観点からは、次の二点を考慮する必要がある。第
1 に、発効した判決・裁定に関わる当事者がいづれ
も公民であり、一級上の人民法院に再審申立する際、
交通のアクセスが悪く、多額の費用がかかる等不便
さの要因から、原審人民法院宛ての再審申立を希望
する場合である。第 2 に、発効した判決・裁定に関

わる当事者の一方の人数が多く、原審人民法院が再
審にあたれば、事実を的確に調査し、現地での紛争
解決を図るのに有利である場合である。このような
公民の再審申立の便宜等を図るため、新法 199 条は、
原審人民法院に対する再審申立規定を追加したもの
である（第 3 回審議結果報告書五項）。

一級上の人民法院に再審申立するのが、一般原則
であり、当事者は、一級上の人民法院に再審申立を
行えば、一級上の人民法院での再審を選択したこと
と見なされる。他方、原審人民法院に再審申立する
のは例外規定であり、当事者の一方の人数が多く、
又は、当事者双方が公民である事件の場合にのみ当
事者の選択肢の一つとされる。その他案件において
は、一級上の人民法院に再審申立しなければならな
い。当事者が再審申立する場合、判決・裁定の執行
は中止しない。

※参考文献 前掲①p321～323、前掲②p322～323、
前掲③p473～475

【法定再審原因】四十四、第 179 条は第 200 条に変
更し第 1 項第 5 号を次のように改める。

第 200 条 1 項 5 号

事件の審理に必要な主要証拠につき、当事者が客
観的な理由により自ら収集することができず、書面
により人民法院に調査・収集するよう申し立てた場
合において、人民法院が調査・収集しなかった場合
・第 1 項第 7 号を削除する。

・第 2 項を第 13 号に変更し、次のように改める。

第 200 条 1 項 13 号

裁判人員が当該事件を審理する際に、汚職・収賄
行為、私利を図る行為、法律を枉げた裁判行為があ
った場合

本条は、当事者による再審申立の条件に関する規
定である。

当事者による再審申立は、当事者の権利の一つで
あり、判決・裁定に誤りが存在すると認めた場合、

再審を申し立てることができるが、人民法院が再審手続に入ると決定するには、本条所定の13の場合のいずれかに該当しなければならない。本改正では、2007年改正法をもとに、再審申立事由を以下のように整えた。

1 まず第5号は、事件審理に必要な主要証拠につき、当事者が客観的原因により自ら収集することができず、書面により人民法院に調査・収集を申し立てても、人民法院が調査・収集を行っていない場合である。この点、第64条2項では「当事者及びその訴訟代理人が客観的事由により自ら収集することができない証拠又は人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠については、人民法院は、調査・収集しなければならない。」と規定されているところ、一部事件中の証拠は、当事者が客観的原因により自ら収集できないが、往々にして事件の正確な審理にとって極めて重要なものがあり、いったん取得されれば、事件の主要な証拠になる〔例えば、ある財産分与にかかる離婚案件の場合、一方当事者は、相手方が某銀行に預金を持っていると主張しているが、当該銀行に照会することができないため、証拠を提供できず、人民法院に当該銀行への照会を請求するほかない。当該預金の証拠が取得されれば、財産分与、分与額確定を行う上で主要な根拠となる。人民法院は、金融機関に当事者の預金状況について照会することができ、かつ金融機関は、人民法院の照会に協力しなければならない(67条、114条)〕。人民法院は、当事者から証拠調査の申立を受け付けた後、当事者が当該証拠を自ら調査・収集することが不可能であると確認した場合、調査・収集を行う権限と義務を有する。法官は、審理前準備において訴訟材料を真摯に審査し、必要な証拠を調査・収集すべきところ(129条)、人民法院が主要な証拠を調査・収集せずに、当事者の訴訟請求を支持又は却下した場合、当該判決・裁定は証拠による証明に欠けていることとなり、判決・裁定の誤りにつながりかねず、

再審の原因の一つとして良い。

本改正では、2007年改正法の「事件審理にとって重要な証拠」から「事件審理に必要な主要証拠」に変更された。一つの事件に関わる証拠は多数存在すると考えられるが、事実認定する上で決定的な役割を果たす証拠は、そのうちの一部なこともある。すべての証拠を人民法院が調査・収集するよう求めれば、司法資源が浪費されるだけでなく、事件審理にも役立たない。そのため、人民法院が「主要証拠」について調査・収集を行わないことによって、当事者の権利・義務の正確な認定に影響が出ている場合にのみ、再審すべき状況と認められる。

2 第13号は、裁判人員が、当該事件を審理するとき、汚職・収賄行為や、私情にとらわれ不正行為をし、法を枉げた裁判行為等をした場合を再審事由とする。この点、第43条によれば、裁判人員は法に従って公正に事件審理に臨むべきで、当事者及びその訴訟代理人の招待・贈り物を受けてはならず、裁判人員が、汚職・収賄行為や、私情にとらわれて不正行為をし、法を枉げた裁判行為をした場合はその法的責任を追及し、犯罪を構成する場合は法に従って刑事責任を追及する。従って、当事者は、当該事件審理にあたって第43条に反する事情ありと判断する場合、再審申立することができる。

3 なお本改正では、2007年改正法の第179条1項7号の「法律の規定に違反し、管轄に誤りがあった場合。」と第2項の「法定の手続に違反し、事件の正確な判決若しくは裁定に影響を及ぼしたおそれがある場合」が削除された。その理由は、主として、①管轄問題により事件の誤りが生じた場合、通常、判決・裁定で認定された事実と適用された法律の誤りの形で現れるが、これらの誤りは本条関連規定に基づき再審可能と明確にされていること。さらに、民訴法では、第一審手続において、既に管轄問題について、異議と上訴によって誤りを正す体制を規定していることである。また②司法実務で示されている

ように、本条第1項所定の13種類の状況により既に全面的にカバーされているのであるから、裁判過程において些細な手続的誤りが生じても、再審手続を行う必要はないと考えたためである。

※参考文献) ①p323～331, ②p323～330, ③p475～486

【再審審理と管轄】四十五、第181条は第204条に変更し、次のように改める。

第204条

人民法院は再審の申立書を受け取った日から3ヵ月以内に審査し、本法の規定に適合する場合は再審を裁定しなければならない。本法の規定に不適合の場合、申立却下を裁定する。特殊な状況のために延長が必要な場合、その人民法院の長官が許可する。

当事者が再審を申立した事件は中級人民法院以上の人民法院が審理するが、当事者が本法第199条の規定に基づいて基層人民法院を選択して再審を請求する場合はこの限りでない。最高人民法院、高級人民法院が再審を裁定した事件については、その人民法院が再審するか、あるいは他の人民法院に再審させることができ、また原審人民法院に再審を行わせることもできる。

本条は再審申立審査手続と再審事件審理を担当する人民法院に関する規定である。

1 2007年改正法以前は、人民法院の当事者再審申立に対する回答期限について規定されていなかった。そこで当事者の再審に関する権利を十分保障するため、2007年改正法は、人民法院の当事者による再審申立に対する審査期限を明確にした。実務の状況から見て、2007年改正法の同規定は比較的良い効果が得られていたが、本改正では、再審申立審査手続の規定について、基本的に2007年改正法の内容を維持するとともに、調解書の再審申立規定が前へ移ることにあわせて、調解書再審申立の審査が含められた。こうして本条第1項の再審裁定条件を「第179条で

定める事由の一つに適合する場合」から、「本法規定に適合する場合」に改め、その中には、新201条における、調解書再審申立の条件が含められたものである。

2 人民法院は、再審申立を受け付けた日から起算して3ヵ月以内に審査を行い、再審するかどうかを裁定する。ただし、特別な状況により延期が必要となる場合、当該人民法院の人民法院長の許可を得る必要がある。審査によって再審裁定した場合、再審事件の審理は、原則として中級人民法院以上の人民法院によることになるが、第199条の「当事者の一方の人数が多く、又は当事者双方が公民である案件については、原審人民法院に再審を申立することもできる」に合わせて、さらに当事者の再審事件審理参加の利便性を高めるために、本条第2項に、例外条項が追加規定された。すなわち、基層人民法院による発効した判決・裁定につき、当事者が第199条に規定する状況下で中級人民法院には再審申立をせず、基層人民法院に再審申立した場合には、基層人民法院は、再審を裁定した後、引き続き再審案件を審理することもできる。

※参考文献) ①p335～337, ②p333～335, ③p491～494

【再審審理の範囲】四十六、第182条を第201条に変更する。第177条、第183条、第185条、第189条を第198条、第202条、第206条、第212条に変更し、以下のように改正する。

第201条

当事者は、既に法的効力が生じた調解書について、証拠を提出して調解が自由意思によるという原則に違反し、又は調解協議の内容が法律に違反する旨を証明した場合には、再審を申し立てることができる。人民法院による審査を経て事実であった場合には、再審しなければならない。

本条は調解書再審に関する規定である。すなわち、

既に法的効力が発生した調解書に対する当事者の再審申立条件として、第1に、調解が自由意思の原則に違反したこと、第2に、調解合意内容が違法であることを規定する。

1 調解書は、人民法院によって作成され、当事者双方が協議によって、合意を達成したことを記載する人民法院作成の法律文書である（第97条）。調解書には、訴訟請求、事件の事実と調解結果が明記され、さらに法官、書記によって署名され、人民法院によって捺印された後、当事者双方に送付される。強調すべき点は、調解書が当事者双方に署名によって受領確認されれば、直ちに法的効力を有することであり、第一審手続で作られた調解書については、調解書が発効後、当事者は上訴することができない。もともと、調解が自由意思原則に違反した場合、調解が法に反して合意されたものとなるため、合法でない調解書については、当事者を救済しなければならない。

本改正では、本条規定内容については修正を行わなかったが、本条の位置を調整した。すなわち、裁判監督手続はこれまでは主として発効した判決・裁定に向けたものであり、本条規定は当事者による再審申立の審査の次に置かれた。司法実務において、調解書の再審申立への審査は、基本的に判決・裁定の再審申立に関する審査規定を準用することとした。本改正で、規定を前に移動し、第203条・第204条の当事者の再審申立の審査に関する規定の前に置いたのは、実務での準用を直接適用として明確にするためである。

2 調解が自由意思原則に違反する場合は、2つある。第1に、第93条によれば人民法院は、当事者双方の自由意思を前提に調解を進行すべきであり、当事者に調解進行を強いてはならない旨を定めている。よって、人民法院が当事者に調解進行を強いた場合には調解の自由意思原則違反となる。第2に、第96条は当事者双方が調解合意の内容について、ともに

自由意思を以て受け入れることを要求しており、人民法院は、当事者の一方又は当事者双方に合意を受け入れるよう強いてはならないところ、法官が、当事者に調解合意を受け入れるように強いた場合、調解の自由意思原則違反となる。例えば法官が提案する調解合意案に対して、一方当事者が拒否する意思を明確に表示したにもかかわらず、法官は、当該調解案を受け入れなければ判決の待ち期間が長引くのに加えて、判決の結果が調解案とはさして大きな差異もないと強迫する。強迫による圧力から、当事者は最終的に調解案をやむを得ず受け入れたという場合である（なお第142条は、口頭弁論が終結しても判決までに調解が可能な場合、調解を行うことができ、調解が成立しなかった場合は適時判決すると規定するが、これは、法官が調査を長引かせず早期に判決をしなければならないことを意味する。よって長い間判決を行わないことは、別の形で当事者に調解合意の内容を受け入れさせる行為にあたり、調解の自由意思原則に違反することになる）。

3 調解合意の内容が違法となる場合とは、主として下記内容を指す。第93条によれば、人民法院は、調解にあたり、事実が明白で是非がはっきりした前提で行うべきである。第96条によれば、調解合意の内容は、法律規定に違反してはならない。これらの規定から分かるように、調解は、法に従って行われ、その合意内容は、実体法規定に合致すべきで、法律の強制的規定に反してはならない。そのうえで当事者処分原則と組み合わせて、当事者に、法律規定の範囲内で自らの実体的権利と訴訟上の権利を処分させるものだからである（例えば、甲が、乙を相手取って貸金返還請求訴訟を提起したが、乙は、弁済資力がないため、娘を甲の息子の嫁にすることを約束し、それを以て甲の債務の弁済に充てる調解合意をした場合、この合意は親の取り決めた婚姻で、婚姻法における婚姻自由に関するルールに反し違法であり、本条による再審申立が可能である）。

※参考文献) ①p331～332, ②p330～332, ③p486～488

【再審審理の範囲】

第 198 条

各級の人民法院の院長は、既に法的効力が生じた当該法院の判決、裁定、調解書について、確実に誤りがあることを発見し、再審する必要があると認める場合には、裁判委員会に提出し、討論による決定をうけなければならない。

最高人民法院は、既に法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決、裁定、調解書について、また上級人民法院は、既に法的効力を生じた下級人民法院の判決、裁定、調解書について、確実に誤りがあることを発見した場合には、それぞれ再審し、又は下級人民法院に再審をするよう指令する権限を有する。

本条は、人民法院が職権再審を行う場合に関する規定である。

すなわち、本条第 1 項は、発効した裁判を行った人民法院が自己監督に基づき事件を再審することに関する規定であり、本条第 2 項は、地方各級人民法院の裁判活動に対する最高人民法院の監督、及び下級人民法院の裁判活動に対する上級人民法院の監督に基づき事件の再審が開始されることに関する規定である。

1 人民法院が民事案件の審理にあたっては、事実を根拠に、法律を基準としなければならない、これは中国民訴法を確立する上での重要な原則である。しかし、人民法院・法官には、認識能力や判断能力に限界があり、事実認定又は法律適用で誤りを犯す可能性がある。そこで「有錯必糾（誤りは必ず糾す）」の原則に基づき、各級人民法院は、当該人民法院による発効した裁判について責任を負うべきである。人民法院組織法と本条に基づき、各級人民法院院長が、当該人民法院の発効した判決・裁定について、

確実な誤りの存在を発見した場合、人民法院裁判委員会により確認され、決定された後、再審手続に移行する。

同時に、最高人民法院は、国の最高裁判機関であり、地方各級人民法院と専門人民法院の裁判活動を監督する権限を有する。上級人民法院は、下級人民法院の裁判活動を監督する権限を有する。下級人民法院の裁判に対する上級人民法院の監督の主な内容としては、下級人民法院で既に発効した判決・裁定について、確実な誤りの存在を発見した場合、提審（上級人民法院が、事件の重大性やその他の原因により下級人民法院において審理中又は審理済みの事件を再審理する）又は下級人民法院に再審を指令する権限のあることが挙げられる。

2 旧法第 182 条は「当事者が既に法的効力が生じた調解書について、証拠を提出して調解が自由意思によるという原則に違反し、又は調解合意の内容が法律に違反する旨を証明した場合には、再審を申し立てることができる。人民法院による審査を経て事実であった場合には、再審しなければならない。」と規定していたところ、人民法院は、本条の旧規定を参考に、既に職権によって調解書の再審を行う司法実務があった。これは民訴法の実施過程において、現在、一部の者が、詐欺、強迫、悪意共謀等の手段を用い、調解方式を通じて、国家利益、社会公共利益、他人の合法的權益を損害する状況がしばしば見られることが原因である。このような不良な現象を抑制するためには、当事者が調解書について再審申立できるように規定する以外にも、人民法院が、職権によって調解書につき再審できること、及び、検察院が調解書に対して再審検察建議又は抗訴提起することができる旨を、さらに明確に規定する必要がある。このような悪意（虚偽）調解問題について、司法実務での経験と組み合わせ、本改正では、調解書について人民法院が職権により再審することができる規定を追加したものである。

発効した判決・裁定・調解書についても、再審提起の条件は「確実な誤りの存在」であり、「確実な誤りの存在」とは主に第 200 条と第 201 条に規定される各種状況を指す。

※参考文献 ①p320～321, ②p321～322, ③前掲 p470～472

【婚姻関係解消判決等の再審禁止】

第 202 条

当事者は、既に法的効力を生じた婚姻関係解消にかかる判決、調解書については再審を申し立てることができない。

本条は離婚判決及び離婚調解書につき当事者は再審申立てできない旨の決定に関する規定である。

1 婚姻関係は人身関係に属し、婚姻法の規定によれば男女の一方の死亡又は双方の離婚によって婚姻関係は終了する。婚姻法第 32 条は、男女の一方が離婚を請求するには直接人民法院に離婚訴訟を提起することが認められており、人民法院が離婚事件を審理するにはまず調解を行わなければならない。愛情関係が既に確実に破綻している等により調解が奏功しない場合、離婚について判断される。人民法院が作成した婚姻関係解消の判決又は調解書は、一旦法的効力が発生すると、その男性又は女性は他人と再婚することが可能になるが、もしも当該男性と他の女性とが再婚し、元妻が愛情関係は未だ破綻していないことを理由に離婚事件の再審申請を行っても既にその意義を全く失っている。なぜなら当該男性と他の女性との婚姻を強行的に解消することはできないからである。そこで法は既に法的効力を発生した婚姻関係解消の判決に対する再審申請を認めないこととしたものである。

2 もっとも、実務においては、多数の離婚事件が婚姻関係解消の調解を通じて行われており、調解書は判決と同等の法的効力を有している。それゆえ、本改正では婚姻関係解消の調解書に対しても再審申

請ができない旨の規定を追加したものである。

なお、当事者は婚姻関係解消の問題について再審申請はできないけれども、離婚判決又は離婚調解書中の財産分割問題については再審申請することは許されている。

※参考文献 ①p332～333, ②p332～333, ③p488～490

【再審決定と執行中止裁定】

第 206 条

裁判監督手続に基づいて再審決定した事件については、原判決、原裁定、原調解書の執行中止を裁定できる。但し、扶養費、養育費、補償金、医療費用、労働報酬等の督促の事件については、執行を中止しないことができる。

本条は再審決定された事件に関する原判決・原裁定・原調解書の執行中止に関する規定である。

1 本条の「裁判監督手続に基づき再審が決定された事件」とは、判決・裁定・調解書の法的効力が発生した事件であり、判決等が有する法的効力には、執行力が含まれる。当事者は、発効した判決・裁定・調解書によって確定された義務を積極的に履行すべきであるが、一方当事者が履行拒否した場合、相手方当事者は人民法院に強制執行の申立ができる。当事者がまだ積極的に履行していない場合、又は人民法院による強制執行がまだ終了していない場合、人民法院が当該事件につき再審決定するには、原則として執行中止を裁定しなければならない。その主な理由は、再審を決定する前提は、発効した判決・裁定・調解書に誤りが存在することであり、再審によって誤りを正すことは、執行内容の変更につながる事が考えられるが、執行手続をそのまま継続することは、再審申立人の利益侵害と司法資源の浪費になるからである。

2 2007 年改正法第 185 条によれば、裁判監督手続に基づいて再審決定された事件につき原判決の執行

中止が裁定されたところ、本改正では、さらに原調解書の執行を中止する旨の規定が追加された。この点、調解書は当事者双方が署名によって受領確認した後、直ちに法的効力を有すると規定されており(97条3項)、調解書の執行には、執行手続の関連規定が適用されるものの(第234条)、旧法では、調解書の再審のために執行を中止する必要があるかどうかについて規定されていないが、司法実務では判決と同様に原調解書の執行を中止する慣習的方法が用いられており、当事者が、調解書について再審申立し、人民法院が再審裁定して、原調解書の執行が終了していない場合、人民法院は、原調解書の執行中止を裁定していたという背景がある。

また本改正では、原裁定の執行を中止する旨の規定が追加された。これは本改正で特別手続に調解合意確認事件と担保物権実行事件が追加されたところ、これら事件の裁定は、実体執行の内容に関わることがあり、いったん再審に移行すれば、原裁定の執行を中止する規定が必要となったからである。

3 合法的な民事権益保護のために一般原則としては執行中止であるが、特別な状況下では、人民法院は、事件の具体的状況に基づき、執行を中止するかどうかを客観的に判断する。そして、この例外的状況として、高齢者・児童の扶養費用や、医療費用の請求等、当事者の生計に影響し、その生命と健康に関わる事件では、その執行を中止しないことが、人間本位の原則を実現し、基本生活の保障・弱者救済にも有利である。そこで本条は、再審事件で執行を中止しないことができる例外的場合を明記したものである(第3回審議結果報告書六項)。

※参考文献 ①p338～340, ②p336～337, ③p496～498

【再審申立期限】四十七、第184条を第205条に変更し、次のように改める。

第205条

当事者が再審を申し立てる場合には、判決、裁定が法的効力を生じた後6ヵ月以内に提出しなければならない。本法第200条第1号、第3号、第12号、第13号規定の状況に該当する場合には、それを知り又は知ることができた日から6ヵ月以内に提出しなければならない。

本条は、当事者の再審申立期限に関する規定である。

この点、1991年民訴法第182条によると、当事者は、再審申立する場合、判決・裁定が発効してから2年間以内に提出することとされており、その例外は規定されなかった。2007年法改正の際、司法実務には2年後になって再審事由が生じる状況が存在し、「2年間以内に提出する」との規定に基づいて一律に再審申立を制限することは当事者の権利保護に不利との指摘があった。そのため、2007年改正法第184条では「2年後に、原判決又は裁定をする根拠とした法律文書が取り消され、又は変更され、及び裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私情にとらわれて不正をする行為又は法を枉げて裁判する行為をしたことが発見されたときは、それを知り又は知ることができた日から3ヵ月以内に提出しなければならない。」との規定が追加された。

しかしこの規定に対しては、2年という申立期限は長すぎ、法律関係安定を害するという意見や、3ヵ月以内に再審申立を行える事由の範囲が狭すぎるなどの意見があった。そこで新法205条では、原則として判決・裁定が法的効力を生じてから6ヵ月以内に再審申立を行わなければならないとしつつ、例外的に、原判決・原裁定を覆すに足る新たな証拠が見つかった場合、原判決・原裁定で事実と認められた主要証拠が偽造と判明した場合、原判決・裁定の根拠となった法律文書が取消変更された場合、裁判人員が当該事件の審理において汚職や収賄、私利を目的とする不正行為、法を枉げた裁判行為をしたと認められた場合に該当する場合は、そのことを知り又

は知ることができた日から6カ月以内にも再審申立できるとした(第2回審議報告書九項)。このように、本改正の3つのポイントは、第1に2年間の再審申立期間を6カ月に短縮したこと、第2に後日になって発現可能な再審事由を4種まで増加したこと、第3にその事実を知り又は知ることができた日から3カ月との再審申立期間を6カ月に延長したことである。

※参考文献 ①p337～338, ②p335～336, ③p494～496

【検察院抗訴】四十八, 第187条は第208条に変更し, 次のように改める。

第208条

最高人民検察院が, 各級人民法院で既に法的効力が生じた判決, 裁定に対して, また上級人民検察院が下級人民法院の既に法的効力の生じた判決, 裁定に対して, 本法第200条規定の状況の一つに該当すること, 又は調解書が国家利益, 社会公共利益を害することをみつけた場合には, 抗訴しなければならない。

地方の各級人民検察院が, 同級の人民法院で既に法的効力が生じた判決, 裁定に対して, 本法第200条規定の状況の一つに該当すること, 又は調解書が国家利益, 社会公共利益を害することをみつけた場合には, 同級の人民法院に検察建議を提出し, かつ上級人民検察院に報告することができる。また上級人民検察院に同級の人民法院に対して抗訴するように促すこともできる。

各級の人民検察院は裁判監督手続以外のその他の裁判手続の中での裁判人員の違法行為について, 同級の人民法院に検察建議を提出する権限を有する。

本条は法的効力の生じた判決, 裁定, 調解書に対して人民検察院が行う抗訴・検察建議に関する規定である。本条第1項は抗訴という監督方式を, 第2項は検察建議という監督方式の裁判監督手続での運

用を, 第3項は検察建議という監督方式が裁判監督手続以外のその他の裁判手続でも運用可能であることを明確にしている。

1 検察抗訴による監督方式

中国憲法第129条は, 人民検察院を国家の法律監督機関であると規定している。人民検察院が人民法院の裁判活動に対して監督を行うことは, 民事訴訟法律制度の原則の1つであり, 民訴法第14条も「人民検察院は民事訴訟に対して法律監督を行う権限を有する」としている。そして, 発効した民事判決・裁定・調解書に対する抗訴は, 事後監督に属し, 民事裁判活動に対して法律監督を実行する上で重要な内容である。

人民検察院による抗訴の多くは, 当事者が人民検察院に不服申立したために行われるものである。人民検察院は審査により, 発効した判決, 裁定が本法第200条規定の状況のいずれかに該当する, 又は発効した調解書が国家利益, 社会公共利益を害すると判断した場合, 人民法院に抗訴することができる。

さらに人民検察院による抗訴には, 当事者が人民検察院に不服申立していない場合に, 人民検察院がその他のルートにより民事事件の判決・裁定・調解書に確実な誤りを発見したことにより行われるものもある。人民検察院が職権により抗訴するのは, 主として国家利益と社会公共利益を害する判決・裁定・調解書となる。例えば, 当事者双方の共謀により, 国家・集団若しくは第三者の利益を侵害する契約が締結され, その後, 当事者双方間に当該契約履行過程において紛争が起こり, 一方当事者が人民法院に提訴したが, 人民法院は審理過程において当該契約を無効契約とは認定せず, 有効な契約として判決した。当事者が人民検察院に当該判決に関する異議を申し立てるか否かに拘わらず, 人民検察院は当該判決に確実な誤りが存在することを発見した場合, 人民法院に抗訴して判決取消を求め, 当事者双方の違法収益を没収し又は被害者に返還することになる。

この点、2007年改正前の民訴法第185条は、人民検察院が発効した判決・裁定に対して抗訴を行う4つの状況について規定していた。2007年改正法では、既存の4状況がさらに具体化され、人民法院が再審裁定する状況と一致した。この2007年改正により、発効した民事判決・裁定への人民検察院の抗訴範囲はさらに明確になり、人民法院の裁判活動への監督に有利であり、当事者の合法的權益や国家法制度の統一がより確保されることになった。さらに本改正では、調解書に対する抗訴を追加し、人民検察院は調解書が国家利益、社会公共利益を侵害したことを発見した場合、抗訴を行うべきとされ、これにより、裁判監督手続における検察監督規定はさらに整備され、監督強化・監督の実効性向上にも有利である。

抗訴の等級に関しては、発効した民事判決・裁定・調解書への抗訴として、原則「上級抗」を実行する。即ち、上級人民検察院が、下級人民法院による発効した民事判決・裁定・調解書に対して抗訴を行う。地方の各級人民検察院は、同級の人民法院による民事審判裁判活動に対しても法律監督権を有するが、抗訴はできず、上級人民検察院に抗訴を要請しなければならない。

他方、最高人民検察院のみが「同級抗」を行うことができる。即ち、最高人民検察院は、最高人民法院による既に発効した判決・裁定・調解書について確実な誤りを発見した場合、即ち、本法第200条で規定される状況のいずれかに該当し、又は調解書が国家利益・社会公共利益を侵害する場合、最高人民法院に抗訴を行う権限がある。

2 検察建議による監督方式について

検察機関が民事訴訟に対して法律監督を行うことは、法による裁判権行使、正確な法執行を確保する上で重要な制度であり、司法の公正性を促進し、社会公共利益を保護するための重要な役割を果たしている。検察機関による法律監督の強化は、本改正の重要な内容である。旧民訴法では、抗訴という1種

類の監督方式だけが定められていたが、ここ数年、検察機関は民事検察の役割をより良く発揮するため、積極的な試行・探求によって、実務で検察建議を通じた民事検察監督を行うモデルを編み出した。実務上、検察建議は、一般検察建議と再審検察建議に分けられ、後者は、抗訴条件に適合した事件に対するものであり、訴訟が繰り返されることや当事者の訴訟負担を減らすため、人民法院が再審手続に従って自ら誤りを正すことを建議する一方式である。

再審検察建議は、民事行政検察監督の新方式として、抗訴数を減らすことができ、監督手続と再審手続をシンプルにし、事件審理を短縮し、当事者の訴訟負担も軽減でき、司法資源の節約にもなる長所がある。

検察建議は抗訴とは以下の点で異なっている。第1に、抗訴は直接再審手続の法律効果を発動させ、法律規定は法院に対し検察院抗訴を必ず受理しなければならないとしているが、検察建議は直接再審手続を発動させるものではない。検察建議は実質上、法院に督促するものであり、法院に建議を提出し、法院に建議が及ぶ問題について更に深く考えさせ、関連法律問題についていかなる処理をすべきかを明らかにさせるものであり、最後の決定権は法院にある。第2に、検察建議は、上級人民検察院が行うものではなく、同級の人民検察院が同級の人民法院に提出する監督建議である。また、上級人民検察院に検察建議を報告・記録し、抗訴を要請するとあわせて規定することにより、上・下級検察機関の間でより速やかな意思疎通が実現し、抗訴するかどうかをより慎重に決定することにもつながる。

3 検察建議は抗訴よりも適用範囲が広く、裁判監督手続で役割を果たす以外にも、人民法院がその他審判裁判手続における裁判人員の違法行為を発見し、速やかに関連の誤りを是正することにも資する（本条第3項）。検察建議によって検察機関と法院は積極的に交流して裁判監督における協力を強化し、法院

内部の監督規制を通じて自らの誤りを正すこともでき、この種の監督方式は法院との対立的情緒を緩和して司法環境をより良くすることにもなる。¹⁴

※参考文献 ①p341～344, ②p339～341, ③p500～504。劉貴祥主編・2012年9月人民法院出版社「新民事訴訟法・条文例解と法律適用」264～265頁。

【**檢察建議**】四十九、二条を追加して第209条、第210条とし、以下のように定める。

第209条

下記各号の一つに該当する場合には、当事者は、人民檢察院に対して檢察建議又は抗訴の申立を行うことができる。

(一) 人民法院が再審の申立を却下した場合。

(二) 人民法院が期限を過ぎても再審の申立に対する裁定を下さない場合。

(三) 再審の判決、裁定に明らかな誤りがある場合。

人民檢察院は、当事者の申立について三ヵ月以内に審査し、檢察建議又は抗訴を提出するか否かの決定を行わなければならない。当事者は、人民檢察院に対する檢察建議又は抗訴の申立を再び行ってはならない。

本条は当事者の人民檢察院に対する檢察建議又は抗訴申立に関する規定である。

本条第1項は当事者が人民檢察院に対して檢察建議又は抗訴の申立ができる3種の状況を、同第2項は人民檢察院の審査期限及び当事者による重複・反

¹⁴ 2012年12月第11回全人大常務委員会第36回会議での最高人民檢察院檢察長・曹建明「民事・行政訴訟に対する檢察の活動実施状況に関する報告」によれば、2008年1月～2012年8月に全国の檢察機関が民事・行政訴訟に対して申し立てた抗訴は5万1201件、法院の再審により結審に至った事件は3万6935件、うち、原判決変更、原審差戻し及び調解による解決は2万7543件、再審後の原審変更率は74.6%であった。また2008年1月～2012年8月に全国の檢察機関が受理した民事・行政訴訟は43万8970件であったところ、再審檢察建議を推進し、抗訴条件をみたす民事・行政訴訟事件について再審手続を開始するよう同級人民法院に提出された再審檢察建議は3万8071件、法院は2万8617件を受け入れ、受入率は75.2%だった(2012年12月26日付法制日報)。

復申立に対する制限を、それぞれ規定する。

1 申立の条件

裁判監督手続の対象には、人民法院が決定する再審と檢察院の抗訴による再審が含まれる。実務では、多くの当事者が、同一の発効した判決・裁定・調解書について、重複申立を行うことがある。人民法院に再審を申立すると同時に、人民檢察院にも抗訴申立することは、往々にして人民法院と人民檢察院が、同一の発効した判決・裁定・調解書について審査を行うことにつながる。これでは、国家機関の重複労働が増えて貴重な司法資源が浪費されるだけでなく、当事者にも不要なコスト負担となる。

そこで本改正では、司法資源をより合理的に配置し、重複申立、多方面による同時審査による弊害を確実に解消し、法律監督の実効性を強化するために、下記規定を追加した。第1に、当事者は、既に法的効力が生じた判決・裁定・調解書に対しては、まず法に従って人民法院に再審申立すべきであり、下記3つの場合のみ人民檢察院に対して檢察建議又は抗訴申立ができる。すなわち、①人民法院が再審申立を却下した場合、②人民法院が期間を過ぎても再審申立について裁定していない場合、③再審の判決・裁定に明らかな誤りが存在する場合、である。上記①については、人民法院への再審申立が既に終わっており、人民檢察院に檢察建議又は抗訴申立しても重複業務にはならない。上記②では、人民法院への再審申立手続が不正常的な遅滞状態にあり、人民檢察院に対する檢察建議又は抗訴申立が監督機能の發揮に有利であり、裁判監督手続の迅速な実施を促進できる。上記③では、再審を迅速に決定して誤りを速やかに正す必要があり、人民檢察院に檢察建議又は抗訴申立することが、当事者の権利保障に有利であり、公正と効率の調和が実現できること、が理由である。

2 審査期限

当事者に対して裁判監督手続の効率に配慮するよ

う求めるとともに、人民検察院に対しても、活動強化と直ちに申立を審査することによって、検察監督の適時性を確保することが求められる。そこで本条第2項は、当事者の申立に対して、人民検察院は3ヶ月以内に審査を行い、検察建議又は抗訴をするかどうか決定しなければならないと規定した。この3ヶ月の審査期限は、検察監督の適時性を保障するために厳格に遵守されなければならない。またこの決定は当事者の申立に明確に回答しなければならない。検察建議又は抗訴をするか否かにかかわらず、期限通りに当事者に明確な回答をし、当事者の申立権を確実に保障しなければならない。

3 重複・反復申立の制限

司法実務では、一部当事者が往々にして1つの発効した判決・裁定・調解書にこだわって不服申立を繰り返す、「終審不終（終審にして終わらず）」状態が生じている。もし裁判監督手続が重複手続ないし反復手続となれば、民事訴訟法律制度の目的に反するのみならず、当事者の利益擁護にも不利となる。当事者が申立した後、人民検察院が既に審査処理を行っている場合や既に検察建議又は抗訴を行うと決定した場合に、再度提出する意味はない。人民検察院が既に検察建議又は抗訴を行わないと決定した場合に、再度の提出を許せば、繰り返し不服申立を行う「終審不終」の不良な結果になり、いずれの場合も法規定に合致しない。そこでこの「終審不終」問題に対処するため、新法では再度、当事者は人民検察院に対して再審に関する検察建議・抗訴申立ができない旨を明記した（新209条2項）。

※参考文献 ①p344～345, ②p341～342, ③p504～506

【人民検察院の調査権】

第210条

人民検察院は、法律監督職責の履行のために検察建議又は抗訴を提出する必要があるれば、当事者又は

その他の者に対して関係状況の調査、事実確認をすることができる。

本条は人民検察院の調査権に関する規定であり、検察機関が法律監督職責を履行するという任務要求に基づくものである。

1 人民検察院組織法第7条によれば、人民検察院はその業務において、事実に基づいて真実を求めることを堅持し、大衆路線を貫徹し、一般大衆の意見に耳を傾け、一般大衆による監督を受け入れ、調査研究を行うこととされている。検察権は、厳粛な国家権力であり、事実に基づいて真実を求めることを堅持した前提で行使されなければならない。民事訴訟においては、主に当事者自身の訴訟上の権利と民事上の権利の自主的コントロールが体现され、国家権力による干渉は慎重でなければならない。裁判監督手続では、人民検察院は、検察建議又は抗訴をするか否かを決定する際に、事件の関連状況を調査・確認する必要がある。

事件の関連状況については、まず当事者が関連情報を把握しているが、事件以外の、紛争に巻き込まれていない他人が状況を把握していることもある。人民検察院は、法律監督職責を正確に履行するために、関連状況について、関係者に対する調査によって理解する必要がある。また、当事者と部外者は、人民検察院の職責を支持し、事実に基づき関連情報を提供しなければならない。

2 本条に基づく調査権行使は、主として発効した判決・裁定・調解書に関する特定情報を理解し、検察建議又は抗訴提起するかどうかの決定が目的である。本条の調査権は、発効した判決・裁定・調解書について検察建議又は抗訴提起のために理解する必要がある状況の具体的範囲を超えてはならず、刑事訴訟における捜査権〔偵査権〕と理解してはならない。人民検察院は、調査権行使にあたって、法を厳守し、検察建議又は抗訴提起に必要な情報だけを理解し、民事訴訟当事者の合法的権益を尊重し、その

保護に留意しなければならない。特に個人のプライバシーや情報安全に関わる問題に対しては、さらに法に従って実行し、関連規定を厳守しなければならない。

※参考文献) ①p345～346, ②p342～343, ③p506～507

【抗訴後の効果】五十、第188条を第211条に変更し、次のように改める。

第211条

人民検察院が抗訴を申し立てた事件について、抗訴を受けた人民法院は抗訴状の受領日から30日以内に再審の裁定を下さなければならない。本法第200条第1号から第5号で規定する状況の一つに該当する場合には、一級下の人民法院に再審させることができる。但し、原審人民法院が再審を行う場合を除く。

本条は人民検察院の抗訴の法的効果と抗訴事件を審理する人民法院に関する規定であり、人民法院が抗訴状を受領すれば、期限通りに再審を裁定する旨だけでなく、どの級の人民法院が再審案件を審理し、特にどのような状況に留意するかについても明確にした。

1 人民検察院は、国家の法律監督機関であり、人民検察院が発効した民事判決・裁定に対して行う抗訴は、必ず再審手続を生じさせる点が、当事者による再審申立との重要な相違点であり、人民法院は、人民検察院からの抗訴を受けた場合には、事件が再審手続に入る裁定をしなければならない。

2007年改正前の第186条には、人民法院が人民検察院の抗訴状を受け取ってから何日間内に再審を裁定するのかについて規定がなかった。2007年改正の際これについて追加を行い、人民検察院が抗訴提起する事件につき、抗訴を受けた人民法院は30日以内に再審の裁定を行うことが明確にされた。実務状況から見れば、2007年に追加された同規定は、抗訴事件

に対する再審の効率向上に有利であり、引き続き実行すべきものであった。

2007年改正の際、抗訴事件を審理する人民法院に関する規定も追加された。すなわち、原則として、抗訴事件を審理する人民法院は、抗訴を受理した人民法院であると同時に原審人民法院の上級人民法院でもある。

この原則にも以下の例外がある。①原判決・原裁定の抗訴を覆すに足る新証拠が存在する場合、②原判決・原裁定で認定された基本事実を証明する証拠が欠如している抗訴の場合、③原判決・原裁定で認定された事実の主要証拠が偽造であることによる抗訴の場合、④原判決・原裁定で認定された事実の主要証拠が質証（反対尋問）を受けていない抗訴の場合、⑤事件審理にとって必要な主要証拠につき、当事者が客観的原因により自ら収集できず、書面により人民法院に調査収集を申し立てても、人民法院がこれを行っていない抗訴の場合であり、いずれの場合も、抗訴を受理した人民法院は、一級下の人民法院に移して再審させることができる。上記5つの状況は、第200条第1項～第5項に規定されている状況に関わり、主として事件の事実問題となる。一級下の人民法院における再審によって事実認定上の誤りが正されることになれば、証拠の調査が容易になる（刑事訴訟法第243条第4項参照）。

2 本改正では、当事者の合法的権益を保障し、監督機能を発揮し、誤りを効果的に正す観点から、2007年改正法をもとに、司法実務を組み合わせるさらに改善されたものである。人民検察院が本法第200条第1号～第5号に規定された状況のいずれかについて抗訴した場合、抗訴を受け付けた人民法院は、一級下の人民法院に移して審理させるにあたり、抗訴の対象となる発効した判決・裁定・調解書が当該一級下の人民法院の再審によって作成されたものかどうかを確認する必要がある。発効した判決・裁定・調解書は、既に当該一級下の人民法院が再審によつ

て作成されたものであれば、当該一級下の人民法院に移して再審させることはできない(本条但書)。

※参考文献 ①p346～347, ②p343～344, ③p507～509

【抗訴状の作成】第 212 条

人民検察院が、人民法院の判決、裁定、調解書に対して抗訴提出を決定した場合には、抗訴状を作成しなければならない。

本条は人民検察院の抗訴において作成すべき抗訴状に関する規定である。

民訴法によれば、第一審普通手続、第二審手続でも、原告・上诉人は、訴状又は上訴状を提出することとされている(第一審簡易手続の場合のみ、原告の口頭による提訴が許される)。人民検察院の抗訴は、法律によって付与される監督権行使の体现であり、その形式として厳粛なものでなければならず、抗訴状の方式によって抗訴すべきものとされた。

この点、旧法では、法的効力が発生した調解書の抗訴について明確に規定しておらず、抗訴状作成に関する規定にも明記されていなかったが、新法は「調解書が国家利益、社会公共利益を害することを発見した」場合を抗訴提起すべき状況の1つとしており(第208条)、これに対応して本条も人民検察院が調解書に対する抗訴決定した場合、抗訴状を作成する旨の規定が追加されたものである。

※参考文献 ①p347～348, ②p344～345, ③p509～510

第 14 督促手続

【督促手続と訴訟手続】五十一、第 194 条を第 217 条に変更し、次のように改める。

第 217 条

人民法院は、債務者の提出した書面による異議を受領した後に、審査を行い、異議が成立する場合には、督促手続を終結する旨を裁定し、支払命令は自

動的に失効する。

支払命令が失効した場合、訴訟手続に移行する。

但し、支払命令の申立を行った当事者が訴訟提起に同意しない場合を除く。

本条は督促手続の終結に関する規定である。

この点、旧法 194 条は「人民法院は、債務者が提出した書面による異議を受領後に、督促手続を終結する旨を裁定しなければならない。支払命令は自動的に効力を失い、債権者は訴えを提起することができる」と規定していたが、本改正では第 1 項に「審査の結果、異議が成立した場合」を追加し、さらに第 2 項も追加した。

1 督促手続は、債権者が提出した一定の金銭、有価証券の給付を目的とする請求に対して、人民法院が債権者の一方的申立だけに基づいて開廷審理は行わずに、直接債務者に支払命令を出す手続である(第 214 条)。督促手続は、当事者双方の直接対立を必要としないが、訴訟手続類似の法的効果を得ることができる。同時に、督促手続は、簡易手続でもあり、債務者を召喚して開廷審理する必要もなく、債権者の申立と証拠について、一方的な形で審査を行うものである。督促手続は、債権債務問題を速やかに解決する上で、迅速性、経済性等の優位性を有するため、大陸法系の国家・地域で広く採用されている。

督促手続は、争いのない債権の実現問題を解決する上で一定の積極的役割を發揮しているが、本改正前に最高人民法院関連部門が調査した結果によれば、中国の多くの地区において督促手続受理件数は減少傾向を示しており、民商事事件に占める割合も年々低下している。このように督促手続適用を選択し、支払命令申立を通じて債権を実現することが少なくなっており、立法が督促手続に期待した利便性、経済性、効率性等の独自の価値が、司法実務において体现されることが困難になっている。

これらの要因としては、第 1 に社会における信用欠如により、約定弁済を免れる目的で債務者が異議

権を濫用し、督促手続の価値が疑われ、当事者が督促手続適用に抵抗感を持っている。調査研究によれば、基層人民法院の法官は、督促手続について、社会の信用欠如により、債務者が真実で誤りがなく争う余地のない債務についても往々にして異議申立をし、督促手続を通じて順調に実現される債権が非常に少ないとしている。

第2の要因は、督促手続の設計が厳密ではなく、訴訟手続との結びつきが弱いことである。旧法規定によれば、督促手続は、債務者の異議申立によって終結された後、自動的に訴訟手続には入らず、債権者が、訴訟手続によって実現しようとするれば、別途訴訟提起する必要があったが、実務で生じている問題から見れば、この規定は合理性に欠けている。債権者が督促手続の部分で、一定の時間・労力を費やす必要がある一方、往々にして債務者の異議権濫用により、督促手続では債権が実現できないため、直接に訴訟提起した場合と比べて、債権者は時間を浪費しただけでなく、訴訟コストも増えることとなる。そのため、督促手続と訴訟手続が結びつくようになることは、当事者の訴訟負担軽減や、背信行為の制約に非常に重要である。

2 そこで関連部門は、督促手続の効能を充分發揮すると同時に、債務者の利益保護のために、督促手続の整備を提案した。

第1に督促手続と訴訟手続を結びつける体制を構築すること、すなわち、督促手続が債務者の異議申立によって終結した後、自動的に訴訟手続に移行することであり、このようなやり方は、ドイツ、日本等大陸法系国家・地域の通例でもある。

なお、人民法院が訴訟手続で審理究明した事実が、支払命令で確定した事実と一致しており、債務者が故意に不実の異議申立をして債務履行を遅らせ、又は督促手続に虚偽証拠を提出して民事訴訟妨害を構成する場合、人民法院は法に従った相応の強制措置を採り、債務者による異議権濫用を回避することが

できる。

第2に、督促手続と執行手続を結びつける体制を構築し、適時に異議提出していない債務者の利益を保護すること。民訴法によれば、期間経過後の異議申立は支払命令の効力に影響せず、人民法院は債権者申立に基づき強制執行を進めることになるが、債務者の債権債務関係に対する異議に実体法上の確かな理由がある場合、異議期間を過ぎただけで適時に申し立てられなかったものについても相応の救済ルートを提供しなければ、債務者にとっては明らかに不公平となる。そこで、督促手続と執行手続を結びつける体制、すなわち、債務者は、法定期間内に異議申立しなかった場合、支払命令が強制執行手続に入った後には執行に異議申立できるとし、執行異議の訴えによって解決されることとした。

3 督促手続を活性化させ、紛争解決においてしかるべき役割を果たすようにするために、本改正では、事件受理の際に手続を分流処理する旨の規定におき、当事者間に争いがなく、督促手続の規定条件に合致した場合、督促手続に移行することができると規定しているが(第133条)、同時に、本条において以下の点を補足した。

第1に人民法院による異議審査である。債務者が人民法院による支払命令を受領した後で異議申立する場合、当事者双方に債権・債務関係について争いが存在することを意味し、人民法院は、債務者の書面による異議申立について審査を行う。審査の結果、債務者が債務自体について異議がなく、ただ、弁済能力の欠如による申立だと分かった場合、人民法院は、債務者の異議を却下する。異議が成立する場合、督促手続の終結を裁定し、支払命令は自動的に失効する。

第2に訴訟手続への移行である。この点、旧民訴法によれば、申立人は督促手続が終結後、なお被申立人に対して債権を主張する場合、当該債権債務関係について人民法院に訴訟を提起することができ、人民法院は当該訴訟に対して普通手続に基づき審理

された。これに対し本条第2項では「訴訟手続への移行」、すなわち、支払命令を申立した当事者は、別途訴訟提起するまでもなく、普通訴訟手続に直接移行することとされた。これにより、督促手続と訴訟手続が順調に結びつき、当事者が別途提訴する手間が省けることになる。

もともと、支払命令を申立する当事者が必ずしも訴訟への移行に同意するとは限らないことを考慮すると、訴訟をするか否かの決定権は当事者自身にあり、督促手続の選択も当事者自身の決定であるから、支払命令申立をした当事者が同意しない場合は、訴訟に移行しない（本条第2項但書）。

※参考文献 ①p351～355, ②p350～353, ③p514～518

〔執行手続〕

第15 執行¹⁵

【執行和解】五十二、第207条を第230条に変更し、第2項を次のように改める。

¹⁵ 民訴法改正の重要課題の一つとされた「執行難」とは、判決等が下されても当事者が履行しない、強制執行手続に入っても判決の内容が実現できないことであり、さらに手続違反の違法な執行が、「執行乱」を生じているとの指摘もある。最高人民法院執行弁公室の統計によると、過去数年間の執行監督案件中、「執行乱」と呼ばれる違法執行等が、全体の72%を占めており、①為すべき執行をしない不作為型、②執行手続の手順が踏まれない公平原則に反した配当等の違法執行型、③別地域の法院による執行手続に対して偽装破産申立・仮装差押えなどによる債務免脱行為に当地の法院関係者らが加担する執行妨害型、④収賄、手続費用の恣意的な徴収などの執行機関担当者の法令・紀律違反型などに分類されている（董兆洪主編「民事執行調査と分析」2005年人民法院出版社103頁。牟道媛「民事執行難と関連制度研究」上海交通大学出版社19～21頁）。これらの理由としては地方保護主義・部門主義のほか、一般に判決手続に比べて執行手続が軽視されていること、法令等の不備、さらには法院の執行関係の設備・人員の質的な問題、債務者自体のモラルや私欲の問題などが指摘されている（前掲・牟8～19頁）。執行難への対策として、2007年民訴法一部改正や司法解釈等により一定の対策が図られてきたが、解決には至っていない。本改正でも一定事項についてさらに整備されたが、抜本的解決には至っておらず（前掲木間他「現代中国法入門〔第6版〕269頁）、「執行難」「執行乱」問題への対策は今後の強制執行法単独立法化等に委ねられている。

第230条2項

執行申立者が詐欺、脅迫を受けて被執行者と和解協議に合意した場合、又は当事者が和解協議を履行しない場合には、人民法院は当事者の申立に基づき、それ以前に発効した法律文書の執行を回復することができる。

本条は執行和解に関する規定である。

1 執行和解とは、執行過程において、当事者双方が自ら協議して合意に達し、執行員が合意内容を調書に記入し、当事者双方が署名又は捺印した後、債務者が合意の内容に基づいて義務を履行して、執行手続を終結する活動を指し、民訴法の重要な原則の一つである処分権主義に基づくものである。

改正過程における司法部門の指摘によれば、実務において一部の執行申立者は、詐欺、脅迫を受けたことによって被執行者と和解合意に至っている事情がある（例えば、被執行者は資産を故意に隠匿して弁済能力不足と偽り、執行目的物の価値を隠蔽する等して、執行申立者に和解合意を締結するように騙している）。

この点、旧法第207条2項は「当事者の一方が和解合意を履行しない場合には、人民法院は、相手方当事者の申立に基づき、効力が生じた原法律文書の執行を回復することができる。」と規定しており、執行申立者は、詐欺、脅迫を受けたことにより和解合意に達した場合に、元の発効した法律文書の執行手続を回復するためには、自ら人民法院に申立することはできず、相手方当事者、すなわち被執行者が申立を行う必要があるが、これでは執行申立者の権益救済に不利である。

そこで本改正では、執行申立者は詐欺、脅迫を受けたことにより被執行者と和解合意に至った場合についても、人民法院に、発効した原法律文書の執行を回復するよう申立することができる旨の規定が追加され、さらに旧規定の「当事者の一方」「相手方当事者」はともに「当事者」と変更された。執行和解

合意は、当事者双方の共同の意思表示であり、当事者双方について拘束力を有するからである。

2 改正後の新規定は、主に2つの意味を有する。第1に、執行申立者は、詐欺、脅迫を受けたことにより被執行者と和解合意に達した場合、人民法院に、元の発効した法律文書の執行を回復するよう申立することができること。例えば、判決で、甲は乙に対する商品代金20万円の支払が命じられているが、執行過程において、甲が乙に関する私事をもって脅迫したため、乙はやむを得ず甲に10万円支払うとの和解合意を締結した。この場合、乙は、和解合意が脅迫を受けたことにより締結されたものと人民法院に主張して、もとの判決による執行を回復するよう申し立てることができる（すなわち、甲はなお商品代金20万円の支払が求められることとなる）。

第2に、債権者及び債務者を含む当事者は、ともに約定内容に基づき和解合意を履行する。当事者のいずれかが和解合意を履行しない場合も、人民法院は、当事者申立に基づき、発効した原法律文書の執行を回復できる。例えば、債務者が和解合意を履行しない場合、債権者は、人民法院に発効した原法律文書の執行回復を申し立てできる。ただし、債務者が和解合意内容に基づき義務を全て履行した場合、人民法院は、執行結案（訴訟を終結する方式の一種）処理を行い、債権者は、人民法院に発効した原法律文書による執行回復の申立はできなくなる。

※参考文献 ①p371～373, ②p368～369, ③p540～544

【執行法律監督】五十三、一条追加して第235条とし、次のように定める。

第235条

人民検察院は、民事執行活動に対して法律監督を行う権限を有する。

本条は民事執行活動に対する法律監督に関する規定である。

1 民事訴訟に対する法律監督は、国の法律が検察機関に対して付与した重要な職責・権能である。この点、1991年民訴法第14条では、人民検察院は、民事裁判活動に対して法律監督を実行する権限を有すると規定されていたが、同条の「民事裁判活動」に「民事執行活動」が含まれるかについては見解が分かっていた。すなわち、検察監督の対象は人民法院の裁判活動であるが、執行は裁判活動に属せず、人民法院による執行権行使は裁判権の行使ではなく、検察機関は執行活動について監督すべきではないとする見解（消極説）。他方、「執行乱」、「執行難」、「執行の不公正」は現在司法分野において際立った現象であり、法律の権威が深刻に害され、当事者及び第三者の合法的権益が侵害されている。これらの現象が発生する重要な原因の一つが、民事執行活動に対する効果的監督の欠如である。それゆえ民事執行活動に対する監督が必要であり、監督の範囲は、執行員の不作為及び違法犯罪行為に集中すべきとの見解（積極説）。さらに民事執行活動に対する監督は必要だが、何を監督するか、どのような形で監督を行うかについてはさらなる検討を要するとの見解等であった。

中央司法体制改革文書では、民事執行活動に対する法律監督の範囲と手続を明確にすべきであると明記されており、これを受けて最高人民法院、最高人民検察院は「一部地方における民事執行活動法律監督パイロット活動の展開に関する通知」を共同公表している。従って、民事執行に対する監督は、既に実務レベルまで高められており¹⁶、現時点では、民事執行に対して監督をするかどうかの問題よりも、

¹⁶ 前記最高人民検察院検察長・曹建明「民事・行政訴訟に対する検察の活動実施状況に関する報告」によれば、人民法院の執行行為を規律あるものにし、法に基づく執行を支持するため、2011年3月、最高人民検察院と最高人民法院は共同で12の省区市において民事執行活動に対する監督を行うことを通知し、441の検察院がこの対象機関とされたところ、検察機関が受理した執行にかかる訴訟事件は4万1350件、人民法院に発した検察建議は2万8140件、受入率は88%に達した（2012年12月26日付法制日報）。

民事執行手続の特徴と規律に基づき、民事執行監督を如何に実行するかこそが重要問題である。檢察機關の民事執行に対する法律監督を強化することは、民事執行における違法行為を適時に発見して是正し、民事執行における職務犯罪を防止・減少し、「執行難」、「執行乱」問題の解決促進に資する。

2 本条は、人民檢察院は、執行活動について法律監督を実施する権限を有すると明確に規定しているが、同時に新法第14条も「人民檢察院は、民事訴訟について法律監督を実行する権限を有する」と変更され、人民檢察院による執行活動に対する法律監督の実行に明確な法的根拠を提供している。

なお、本条は、檢察機關が民事執行活動に対して法律監督を実行することにつき原則的に規定するのみで、監督の範囲、手続、形式、効力等については具体的に規定していないが、その理由は、これらの問題が執行活動を檢察機關がどのように監督するかに関わることを考慮したためである。すなわち、人民法院が執行裁定の方式で行う執行活動もあれば、執行実施で行うもの、執行員の違法・規律違反行為に関わるもの、執行員の能力不足によるもの、さらに地方保護主義や行政干渉に関わるもの等もあり、これらの状況は比較的複雑でその性質も全く同じではない。監督手続は、檢察機關がどのような手段を用いて監督するか、中間監督か事後監督か、どの級の檢察機關が監督を行うか、監督方式として檢察建議それとも其他方式を用いるか等に関わり、監督効力としては、監督意見がどのような法的効果を生じるか、人民法院が檢察機關の提示する監督意見にどのように対処するか、監督の誤りについて法的責任を負うか等に関わる。もっとも、これら具体的問題に関して各方面の意見は一致しておらず、さらなる実務と模索が必要と考えられる。よって、法律がこれらの問題について明確に規定するまでは、最高人民法院、最高人民檢察院が共同公表した「一部地方における民事執行活動法律監督パイロット活動の

展開に関する通知」に基づき実務が行われることになる。

※参考文献 ①p376～377, ②p372～373, ③p547～549

【仲裁裁決執行】五十四、第213条を第237条に変更し、第2項第4号、第5号を次のように改める。

第237条2項

被申立人が証拠を提出して仲裁裁決に次に掲げる事由の一つがある旨を証明した場合には、人民法院が構成する合議廷による審査・確認を経て、執行しない旨を裁定する。

(四) 仲裁裁決の根拠である証拠が偽造である場合

(五) 相手方当事者が仲裁機關に対して公正な判断に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合

本条は仲裁裁決の不執行に関する規定である。

この点旧法第213条では、仲裁裁決の不執行に対する審査条件が規定され、同第4号「事実認定の主要証拠が不足している場合」、第5号「適用された法律に明らかな誤りがある場合」とされていた。他方、仲裁法第58条でも仲裁裁決取消申立の審査条件が規定されており、同第4号「仲裁裁決の根拠である証拠が偽造である場合」、第5号「相手方当事者が判断の公正性に影響を与えるに十分な証拠を隠蔽した場合」とされている。人民法院の仲裁裁決不執行申立に対する審査は、仲裁裁決取消申立の審査より広範囲にわたっており合理的でないため、中国の仲裁に関する実情に基づき審査基準を統一すべきとの意見が出され、審議の結果、仲裁法関連規定に基づき、現行法第213条に相応の修正が行われたものである。¹⁷

1 仲裁裁決に対する司法審査は、当事者が仲裁裁

¹⁷ 第2回審議報告書十項。現行民法213条と仲裁法58条との要件の齟齬が存在するため、実務上、当事者が証拠の隠滅・偽造を理由に、仲裁判断の取消を申立ることができても、執行の不許を求める段階では証拠が不足するという現象があり、立法の手当が必要と指摘されていた(2011年11月19日付法制日報)。

決に対して合理的救済を求め、仲裁員が公正な仲裁を行うよう督促し、法律の統一性を擁護することにも有利である。中国の仲裁司法審査制度は、主として、仲裁裁決取消申立と仲裁裁決不執行の2種類である。

本改正過程では、仲裁裁決の不執行制度は廃止し、仲裁裁決取消制度だけを存置することを提案する一部意見を除いて、全体的には、仲裁裁決取消と仲裁裁決不執行とは、目的、価値等において異なっており、仲裁裁決の執行段階において、被執行者に一定の抗弁権を付与することが必要であり、日本や中国の台湾地区等、一部の国や地域でも、この2つの制度をともに定めており、中国の仲裁裁決不執行制度も存置すべきである、との見解である。

2 しかし、国内の仲裁裁決不執行と仲裁裁決取消の審査基準を統一させるべきであるとの意見も多い。その主な理由としては、

第1に仲裁裁決不執行制度は実体審査基準が厳しく、仲裁の性質と優位性の発揮に影響を及ぼしていること。仲裁は、民間的な特質を有し、仲裁方式によって紛争を解決するのは、当事者の自由意思による選択であり、実体問題を仲裁廷に任せて、その基準に基づき紛争を解決するという当事者意思が体现されている。市場における活動主体が多様化し、社会関係も日増しに複雑になり、紛争が大量に現れている今日、人民法院が依然として訴訟の特性に基づき仲裁の発展がそれと一致するように求めるならば、仲裁について過度な実体審査と関与を行うことになり、仲裁制度の価値と優位性を破壊するのみならず、多元的な紛争解決体制構築を求める現代社会の要求にも明らかに反する。

第2に「事実を認定するための主要証拠の不足」の審査基準では、その内容を正確に、かつ争いなく確定することが困難なこと。すなわち、法官が事件の実体的権利関係について仲裁廷と異なる見方を持ち、従って、仲裁裁決に対して、「事実を認定するた

めの主要証拠の不足」又は「適用法律に確実な誤りの存在」を理由に、執行しないことが散見される。

第3に仲裁裁決不執行は仲裁裁決取消申立と審査事由が異なるため、実務において当事者がこの2つの救済制度を濫用する場合がある。一部当事者が、異なる事由に依拠して、取消と仲裁裁決不執行を相次いで申し立てるため、仲裁裁決は長期にわたって効力が決まらない状態になり、当事者の合法的權益が保障できず、仲裁の名誉と当事者の仲裁に対する信頼感を傷つける一方、紛争解決コストも高くなり、貴重な司法資源が浪費される。

3 各方面の意見を総合し、真摯に検討した結果、改正民訴法は、仲裁裁決の不執行状況に関する第4号を「仲裁裁決の根拠である証拠が偽造である場合」に、第5号を「相手方当事者が仲裁機関に対して公正な判断に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合」に変更した。これにより、仲裁裁決不執行の審査基準はある程度低減され、仲裁裁決不執行と仲裁裁決取消の審査基準が統一されたものである。

※参考文献 ①p378～383, ②p375～378, ③p551～559

【執行通知と強制執行】五十五、第216条を第240条に変更し、次のように改める。

第240条

執行員が執行申立書を受け取り、又は執行書を送付する場合には、被執行者に対して執行通知を発しなければならないが、かつ直ちに強制執行措置を採ることができる。

本条は執行通知に関する規定であり、一部被執行者の財産隠匿・移転行為に対応するため、新法はさらに踏み込んで、直ちに強制執行措置を採ることができる規定とした。

1 1991年民訴法の執行通知に関する規定は、第1項において「執行員は、執行申立書を受け取り、又は執行書の移送、交付を受けた場合には、被執行者

に対して執行通知を発し、その者に指定の期間内に履行するよう命じなければならない。期間を徒過して履行しない場合には、強制執行する。」と規定していた（旧法第216条1項）。これに対して2007年改正の際、被執行者に執行通知を出すことは、被執行者に人民法院が行おうとする執行措置について必要な協力等をするための準備をさせ、執行活動の順調な実施を確保するためであり、文明的な法執行の体现であるが、被執行者が執行通知を利用して債務履行を逃れることを防止する必要もある、との考えに基づき、同条項中に、第2項の内容、すなわち「被執行者が法律文書が確定する義務を履行せず、かつ、財産を隠匿し、又は移転するおそれがある場合には、執行員は、直ちに強制執行措置を講ずることができる。」が追加された（旧法第216条2項）。

2 もっとも、2007年改正後、執行員が直ちに強制執行措置を取れる状況を被執行者の財産を隠匿・移転する行為に法が限定しているのは、依然として執行活動展開に不利であり、債権者の速やかな権利実現の確保にも不利であると司法実務部門から指摘があった。一部事件では、被執行者が財産を隠匿・移転する行為が非常に隠蔽的に行われ、執行員が往々にしてそれらを究明しにくく、債権者からも証明しにくいため、人民法院は直ちに強制措置を取れず、執行のタイミングを見失うことになっていた。他方、一部の意見は、被執行者が財産を隠匿・移転する可能性のある行為に関して、執行員の審査・判断が必要となるが、これもまた執行員が強制措置を怠るための言い訳又は口実に成り得ることから、執行申立者の権益保障に不利である、との指摘もあった。

そこで、執行活動を強化しその効率を高め、執行申立者の権益をより擁護するために、本改正では、同条2項が第1項として合わされ、「執行員は申立執行書又は引渡執行書を受領した場合、被執行者に執行通知を出し、かつ直ちに強制執行措置を取ることができる」となり、指定履行期間に関する規定、及

び執行員が直ちに強制措置を取るための適用前提としての「財産を隠匿・移転する可能性がある」との規定が削除された。

3 新法第240条に基づき、執行員は、申立執行書又は引渡執行書を受領した場合、被執行者に執行通知を出し、かつ直ちに強制執行措置を取り、被執行者の財産について封印、差押え、凍結等を行うことができる（例えば、当事者が発効した判決書に依拠し、人民法院に当事者の相手方が滞納する商品代金50万円の強制執行を申立した場合、執行員は、当事者の申立執行書を受領した後、まず被執行者に執行通知を送付する。同時に、被執行者が所有する機器設備、輸送機器等の財産を発見した場合、被執行者が財産を移転、隠匿し、執行義務を逃れることを防止すべく、直ちにこれらの財産について封印、差押え等の強制執行措置を取ることができる）。

※参考文献 ①p385～387、②p381～382、③p561～564

【執行調査、差押、凍結、振替、換価】五十六、第218条を第242条に変更し、次のように改める。

第242条

被執行者が法律文書により確定された義務を執行通知どおりに履行しなかった場合、人民法院は、関係機関に対して被執行者の預金、債券、株券、基金持分等の財産に関する状況を調査照会する権限を有する。人民法院は、状況に応じて被執行者の財産に対して差押、凍結、振替、換価を行う権利を有する。人民法院が調査照会、差押、凍結、振替、換価を行う財産は被執行者が履行すべき義務の範囲を超えてはならない。

人民法院が財産の差押、凍結、振替、換価を決定した場合には、裁定を下さなければならず、かつ執行協力通知書を発行し、関係組織は必ず処理しなければならない。

本条は金融資産の調査照会、差押え、凍結、振替、

換価に関する規定である。

司法実務で、一部被執行者は銀行預金を故意に隠し、口座番号の提供を拒否し、執行活動を難航させている。そのため、1991年民訴法は、預金の執行措置について特に一箇条規定していた。その後20年余を経て、中国の経済社会生活が大きく変化し、民事主体の取引活動は頻繁に、取引方式も複雑になり、資本市場は徐々に開放され、大きく発展してきた。民事主体が保有する金融資産も預金中心から、債券、株式、投資信託の持分など多種形式が同時に存在する局面に発展した。執行活動の正常な展開を確保するため、民訴法も情勢の発展に適応し、相応の改正をする必要がある。改正民訴法は、既存規定をもとに、本条の適用対象の範囲が拡大され、さらにそれに応じて執行措置が拡張され、同時に、執行協力義務を負う組織が「関係組織」[有关单位]に拡大された。

1 改正後の本条第1項の、人民法院が預金、債券、株式、投資信託の持分等の金融資産に対して強制執行措置を取る権限を有することに関する内容は、下記2点を含む。すなわち、第1にとられる執行措置としては、調査照会、差押、凍結（人民法院が被執行者の預金、債券、株式、投資信託の持分等財産に対して、一定の手続より、被執行者の引き出し、解約、移転、譲渡等を制限する措置であり、通常は銀行等関係組織による協力を必要とする）、振替（人民法院が被執行者の銀行等金融機関にある預金等を強制的にある口座に振り込むことにより、債権者への弁済に充てる措置）、換価（被執行者の債券、株式、投資信託の持分等金融資産について競売、換金又は法律規定による其他方式により、その価値を金額に換算し、これにより債権者への弁済目的を達成すること）がある。

第2に、人民法院が執行措置を取る財産は、被執行者が履行すべき義務の範囲を超えてはならない（例えば、某会社に債務20万人民元の弁済義務を判

決が確定した場合、人民法院が調査照会、差押、凍結、振替、換価を行う預金、債券、株式、投資信託の持分等財産の金額は20万元及び法に従い支払うべき利息に限られ、同金額を上回ってはならない）。

2 本条第2項は、人民法院が金融資産に執行措置を取ることに関する手続的規定であり、下記2点の内容を含む。すなわち、第1に人民法院の預金、債券、株式、投資信託の持分等財産に対する執行措置は、法に従って厳格に実行しなければならない。すなわち、人民法院は、財産の差押、凍結、振替、換価の決定にあたり、裁定を行い、執行協力通知書を発行する。さもなければ、関係組織は、拒否する権利を有する。例えば、人民法院が被執行者の銀行口座預金20万元の凍結を決定した場合、執行員は銀行で預金凍結手続を実行するとき、人民法院が作成した裁定書、及び人民法院の執行協力通知書を提示する必要がある。執行協力通知書には、被執行者の氏名、口座、凍結金額等、銀行が執行に協力する内容が明確かつ具体的に示される必要がある。

第2に、関係組織の執行協力義務につき明確に規定した。すなわち、関連法規定に基づき、一部組織は、顧客に対して守秘義務を負っている。例えば、商業銀行法では、法律に別途規定がある場合を除き、商業銀行は、個人、組織預金に関して、あらゆる組織又は個人による照会、凍結、控除を拒否する権利があると規定されている。これに対して新法第242条で規定される関係組織の執行協力義務が、商業銀行法の除外規定に該当することになる。関係組織が人民法院の裁定書と執行協力通知書を受領しても、なお執行協力義務の履行を拒否した場合（例えば、銀行が預金者と通謀して預金を移転した等の場合）には、人民法院は、当該関係組織を民事訴訟妨害として処分することができる（第114条参照）。

※参考文献 ①p389～392, ②p384～386, ③p568～572

【執行競売】五十七、第223条を第247条に変更し、

次のように改める。

第 247 条

財産が封印・差押された後に、執行員は、被執行者に対して、指定期間内に法律文書で確定された義務を履行するよう命じなければならない。被執行者が期限を過ぎても履行していない場合、人民法院は封印・差押した財産を競売しなければならない。競売に適さない又は当事者双方が競売を行わないことに同意した場合には、人民法院は関係機関に換金を委託するか又は自ら換金を行うことができる。国家が自由売買を禁止している物品につき、国家の定める価格で関係機関に買い上げさせることができる。

本条は封印・差押された財産の競売、換金に関する規定である。

1 この点、旧法第 223 条は「財産が封印・差押された後に、執行員は、被執行者に対して指定期間内に法律文書が確定した義務を履行するよう命じなければならない。被執行者が期間を過ぎても履行していない場合、人民法院は、規定に従い、封印・差押された財産を関係組織に引渡して競売又は換金させることができる。国家が自由売買を禁止する物品につき、国家の定める価格で関係組織に買い上げさせることができる。」と規定していたが、対比すれば分かるように、主な改正点は、競売優先原則が規定されたことである。すなわち、旧法規定の「競売又は換金」に基づけば、財産が封印・差押された後、被執行者が期間を過ぎても義務を履行しない場合、人民法院は競売にかけることも、換金することもできる。これに対し、新規定によれば人民法院は、まず封印・差押された財産を競売にかけるべきであり、競売に適さないか又は当事者双方が競売にかけないことに同意した財産についてのみ、人民法院は換金処理をすることができる。一般に封印・差押された財産は優先的に競売の方法で処分されることを考慮し、権利者の権利を最大限に実現するために、同規定を改めたものである（立法過程では主に最高人民

法院の意見が採り入れられた）。

2 本条は、公開性、公平な競争性を重視して競売優先原則を掲げながらも、その厳格性から費用面・時間面でのデメリット等に鑑み、下記のような理由で例外を定める。すなわち、本条中段について、最高人民法院・人民法院の「執行活動若干問題に関する規定（試行）」第 46 条 2 項の内容と基本的に一致するものとみることができ、司法解釈の内容を肯定・吸収したものである（江必新主編「新民事訴訟法理解適用と実務指南」947～8 頁）。実務においては品質保持期間が短くすぐに処理する必要がある財産など、競売に適さない財産がある。当事者にもより迅速な財産処分と債権の実現を希望するものもいる。それゆえ、競売に適さないもの又は当事者双方が競売を行わないことに同意した財産については、自ら換金する。司法実務では、もし当事者双方が主体的に差押財産の換金を申し立てし、又は人民法院からの意見徴求に対して当事者双方が直接の換金に同意した場合、当事者の処分権を尊重しなければならない、直接換金を実行するものである（前掲江必新編著 948 頁）。

※参考文献 ①p397～400, ②p391～392, ③p579～584

[涉外民事訴訟手続の特別規定]

第 16 涉外民事訴訟手続の特別規定

【涉外合意管轄，応訴管轄】五十八，第 242 条，第 243 条は削除する。

本改正では涉外事件の合意管轄・応訴管轄に関する特則を削除し，国内民事訴訟の合意管轄（新法第 34 条），応訴管轄（新法第 127 条 2 項）との区別が撤廃されたものである（奚晓明・張衛平「民事訴訟法新制度講義」2012 年 9 月人民法院出版社 423 頁）。

【涉外送達期限】五十九，第 245 条は第 267 条に変更し，第 6 号を次のように改める。

第 267 条

(六) 受送達者の所在国の法律で郵送による送達が許可されている場合、郵送による送達ができる。郵送日から満3ヵ月経過し、送達証明書が返送されなくても、様々な状況に基づき、既に送達されたと認定できる場合、期間満了日に送達が完了したものとみなす。

・第6号の次に一号追加して第7号として次のように定める。

(七) ファクシミリ、電子メール等、受送達者の受取が確認できる方法による送達

・第7号を第8号に変更し、次のように改める。

(八) 上記の方法による送達ができない場合、公告送達を行い、公告日より満3ヵ月を経過すれば送達があったものとみなす。

本条は中国領域外への訴訟文書の送達方式に関する規定である。

中国領域内に住所のない当事者に対しては、その所在国及びその本人の状況によって、特別な訴訟文書の送達方式について規定する必要がある。

1 第6号について

受送達者所在国の法律が、郵送送達を許している場合、郵送送達することができる。この方式を用いる前提条件は、受送達者所在国が郵送送達に反対しないことであり、この場合にのみ、訴訟文書を受送達者に直接郵送することができる。郵送送達方式では、訴訟文書が何時受送達者に送達したかを確認しにくいことがあるため、旧法245条第6号「受送達者の所在国の法律で郵送による送達が許可されている場合、郵送により送達することができる。郵送日から満6ヵ月を経過して送達証明書が返送されなくても、各状況に基づき既に送達されたものと認定するのに足りる場合には、期間満了日に送達されたものとみなす。」と規定されていたところ、本改正では、訴訟効率の向上を図るために郵送送達の期間を短縮し「郵送日から満6ヵ月」を「郵送日から満3ヵ月」

に変更した。¹⁸¹⁹

2 第7号について

ファクシミリ、電子メール等受送達者の受領を確認できる方式による送達であり、本改正で新たに追加された内容である。民訴法規定の従来の送達方式は、直接送達、留置送達、委託送達、郵送送達、気付〔転交〕送達、公示送達の6種類あるところ、そのうち、直接送達が、最も基本的な送達方式である。

¹⁸ ハーグ送達条約第15条1項：訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が送達又は告知のためこの条約の規定に基づき外国に転達された場合において、被告が出頭しないときは、

(a) その文書が、受託国において作成される文書その国の領域内にいる者に送達し若しくは告知するためその国の法律で定める方法により、送達され若しくは告知されたこと又は

(b) その文書がこの条約に定める他の方法により、被告に対し若しくはその住居において実際に交付されたこと。及びこれらのいずれかのこととともに、当該送達、告知又は交付が被告の防御のために十分な期間を置いて行われたことが立証されるときまで、裁判所は裁判を延期する。2項：各締約国は、自国の裁判所が、送達、告知又は交付の証明書を受理していない場合においても、次の全ての条件が満たされるときは、前項の規定にかかわらず裁判をすることを宣言することができる。

(a) 前項の文書が、この条約に定めるいずれかの方法によって転達されたこと。

(b) その文書の発送の日から、当該裁判所が事件ごとに適当と認める6ヶ月以上の期間を経過したこと。

(c) すべての妥当な努力にもかかわらず、受託国の権限のある当局から証明書を入手することができなかったこと。

3項：本条の規定は、裁判所が緊急の場合に、仮の処分又は保全処分を命ずることを妨げるものではない。

¹⁹ 本条第6号に関して郵送送達期間を「3ヵ月」に変更すればハーグ送達条約（以下「ハーグ条約」という。）と衝突するとの指摘もあったが、検討の結果、同条約とは衝突しないとされた。その理由は、①ハーグ条約では、郵送送達の期限、具体的手続についてどのような強制的規定もなされていない。②ハーグ条約第15条の「6ヵ月以上の期間」との要求は、郵送送達に対するものではなく、さらに郵送送達期間を限定するものでもなく、同条約で規定される方式（すなわち、中央機関による送達）で送達したが、送達証等送達交付証明書を受領しておらず、被告が出頭していない場合、法官は、文書の発送日から6ヵ月以上の適当な期間が満了したと認めれば、判決をすることができることを意味し、その主旨は、発送日から判決までの期間を定めることである。③本条第6号によれば、「発送の日から満3ヵ月」の期間が満了した場合、人民法法院は「送達と認める」ことができるが、判決したわけではない。同時に「各種状況に基づき、既に送達したと認めることができる」との規定により当事者の手続権を十分保障することができること、からである。

本改正過程では、現在社会において情報技術が急発展しており、ファクシミリ、電子メール等近代技術による送達方式について規定する必要があるとの意見があり、また2006年最高人民法院「涉外民事又は商事事件の司法文書の送達問題に関する若干の規定」第10条でも「ファクシミリ、電子メール等受領を確認することができるその他適当な方式」によって訴訟文書を送達する旨を明確にされていた。ファクシミリ、電子メールでの送達について、司法実務で初歩的試みがなされ、さらに一定の経験が蓄積されており、特に現在のインターネット普及により、人民法院が電子メール方式によって文書を送達する基本的条件を備えていることに鑑み、民事訴訟手続でのファクシミリ、電子メール等の送達方式の利用は実行可能性を有すると考えられたものである。

3 第8号について

公示送達は、その他の方式が利用できない場合のみ使用するものであり、通常は受送達者の住所不明又は行方不明の状況下で適用される。一般的方法として、送達する訴訟文書を公示として作成し、人民法院の公示欄に貼り出し、中国の海外向けに発行する新聞紙に掲載する。公示3カ月の法定期間が満了すれば、当該訴訟文書の内容が既に受送達者に送達されたものとみなされる。

この点、旧法245条第7号は「前各号に定める方式により送達することができない場合には、公示送達する。公示の日から6か月が経過した場合には、送達されたものとみなす。」と規定していたが、本改正では「公示の日から満6か月」を「公示の日から満3か月」に変更した。上記のとおり公示送達は人民法院が本条規定におけるその他送達方式を使い尽くした後に採用する送達方式であるため、公示送達期間を短縮し、「満6か月」を「満3か月」にすることにより訴訟効率を高めるべしとの提案に基づくも

のである。²⁰

※参考文献 ①p426～431, ②p420～424, ③p622～629

【涉外財産保全】六十、第26章「財産保全」は削除する。

この点、涉外財産保全について旧法第250条は「人民法院が訴え提起前の財産保全を許可する旨を裁定した後は、申立人は、30日以内に訴えを提起しなければならない。期間を徒過して訴えを提起しない場合には、人民法院は、財産保全を解除しなければならない。」と規定し、国内訴訟財産保全に関する旧法第93条3項の「15日以内」とは異なる処理であった。本改正により国内訴訟と涉外訴訟の保全はともに新法第101条3項「人民法院が保全措置を講じてから30日以内に、申立人が法律に基づいて訴訟提起又は仲裁申立をしない場合には、人民法院は保全を解除しなければならない。」の規定が統一的に適用されることとなった（奚晓明・張衛平「民事訴訟法新制度講義」2012年9月人民法院出版社432頁）。

第3章 おわりに～中国法整備支援の視点から

第1 国際協力機構の法整備支援

1 独立行政法人国際協力機構（JICA）は、全人代常務委員会法制工作委员会をカウンターパート機関

²⁰ 本条第8号に関して公示送達期間を「6か月」から「3か月」にすればハーグ条約と衝突するとの指摘もあった。しかし検討の結果、同条約とは衝突しないとされた。その理由は、①ハーグ条約第1条第2項で「この条約は、文書の受送達者のあて先が明らかでない場合には、適用しない」と明確に規定されており、これは、ハーグ条約が公示送達の具体的問題については規定しないことを意味し、公示期間の長さはハーグ条約の適用問題には関わらない。②一部国家での公示送達期間の例も6か月より短い[例えば、日本では内国公示送達期間は2週間（日本民訴法第112条1項）、外国においてすべき公示送達期間は公示の日から6週間（同条2項）である]。③現代の情報媒体発展により、当事者が公示媒介を通じて情報を獲得する周期が大きく短縮し、特に訴訟全体において、異なる段階で複数回の送達が必要になること等が考慮され、訴訟効率を高めるために「6か月」を「3か月」に変更できると考えられたものである。

とする法整備支援事業「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」(2007年11月～2010年10月), および国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」(2010年6月～2013年10月)を採択実施し, これに基づき学識経験者, 法曹・法律実務家からなる国内研究会を組織して国別研修・現地セミナー等を準備・開催し, 中国民法改正の準備作業等に対して日本法関連の知見を提供してきた。²¹その具体的内容等は次の通りである。²²

【中国民法改正関連での訪日研修・現地セミナー】

訪日 研修	2007年 11月	中国における民法改正の課題 日本の民事訴訟法 日本の1996年民事訴訟法改正 証拠(日本の場合, 日中比較分析) 裁判実務と簡易手続(日本の場合, 日中比較分析) 公益訴訟(日本の場合, 日中比較分析)
----------	--------------	--

²¹ 上記研修・セミナーの他にも, ①2009年9月21, 22日に清華大学法学院手続法研究センター主催, 中国法学会民事訴訟法研究会, 法務省法務総合研究所, 在中国日本国大使館, JICA, 財団法人国際民商事法センター他の後援にて「中日民事訴訟法の制度と理論の比較」国際研討会(中方:張衛平教授, 湯維建教授, 宋朝武教授, 李浩教授, 王亜新教授, 齊樹潔教授。日方:竹下守夫教授, 谷口安平教授, 上原敏夫教授, 山本和彦教授, 松下淳一教授, 三木浩一教授, 池田辰夫教授, 垣内秀介教授, 金春講師他)が, また②改正民法成立直後の最初の国際シンポジウムとして2012年9月7日に清華大学手続法研究センター及び現代アジア法研究会共催, JICA 後援の「中日民事訴訟法改正比較研討会」(中方:張衛平教授, 王亜新教授, 李浩教授, 肖建国教授。日方:三木浩一教授, 王晨教授, 村上幸隆教授他)が, 全人代法工委民法室及び最高人民法院関係者らの参加により, 日中国交正常化40周年記念事業として行われている。

²² 中国法整備支援事業の経緯と具体的な取組み状況及び中国民法改正の内容に関して国内研究会委員(上原敏夫委員長, 三木浩一委員, 金春委員, 江藤美紀音委員)及び現地専門家による特別座談会について, 論究ジュリスト2013年春号210頁以下「中国への法整備支援事業の現状と課題—民事訴訟法の全面改正」ご参照。

2008年 5月 ※民訴 法・仲裁 法対象	保全・執行実務 日本の民事保全法 日本の民事執行法 民事執行・民事保全法の立法経緯 日中民事執行・保全制度の比較検討
2008年 11月	管轄, 弁論準備手続 調停 附帯私訴 控訴 上告 再審 挙証責任
2009年 11月	証拠収集の強制力と証明妨害 人事訴訟・家事審判 当事者主義, 職権主義, 手続保障(①訴えの提起と訴訟の終局, ②弁論と証拠調べ)
2010年 10月	証拠 第二審, 裁判監督手続 多数当事者訴訟, 簡易手続 証拠申出期限, 証拠交換 調停, 執行・保全 消費者団体訴訟の動向
2012年 1月	非訟事件手続法・家事事件手続法 不動産登記制度 公害環境訴訟 日本の消費者保護制度 中国民事訴訟法改正案検討 仲裁実施状況(日本商事仲裁協会)

現地 セミ ナー	2008年	証拠制度
	3月	簡易訴訟手続
	北京	上訴審・再審
	短期 専門家	上原敏夫教授，池田辰夫教授， 三木浩一教授，垣内秀介准教授
	2009年	訴訟参加者
	5月	上訴審請求範囲
	北京	判決の法的効力 送達制度
	短期 専門家	三木浩一教授，松下淳一教授， 山本和彦教授
	2011年	受理・送達
	11月 福州	第三者による訴訟取り消し 調停と和解の執行 二審手続当事者と訴訟請求変更 及び差戻審 書証提起命令
短期 専門家	三木浩一教授，垣内秀介准教授	

※中国常駐の長期派遣専門家は弁護士住田尚之氏（2008年4月8日～2010年10月31日）及び弁護士白出博之（2011年1月11日～2013年10月31日）である。

2 訪日研修・現地セミナーでは、当初は中国側が主眼とする民訴法改正の事前の基礎研究テーマが、また2011年10月の第1次草案審議以降は個別具体的な改正論点を念頭に置いたテーマが設定され、中国側が予め作成した質問内容を踏まえた講義・質疑応答が研究会形式で実施されている。また抽象的な法律論だけでなく、司法実務についても実務家との意見交換や裁判所視察等を通じて理解が深められていたところ、取り扱われた内容は、研修・セミナー終了後にレポートに正確に取りまとめられ、全人代法制工作委員会の内部関係者間で共有されており、研修・セミナーで扱った内容につき理解を深めている。

ることが確認されており、²³これまで提供してきた日本法関連の知見が中国民訴法の改正作業を進める上で基礎とされたことは明らかである。

3 特に全人代法工委民法室作成のレポート類は、改正法成立後に『民事訴訟法立法背景と観点全集』（全人代法工委民法室編 2012年9月・法制出版社。以下「文献④」という。）としても公表されているが、実際には研修・セミナーで取り扱われた具体的論点及びそれに関する日本法関連制度が多数紹介されており、さらに全人代法工委民法室が刊行している改正民訴法に関する条文注釈書（前掲参考文献①～③）の記載と照合すると、中国民訴法改正作業に法整備支援の協力内容が活用されたことをうかがい知ることができる。

本改正による新しい制度で、日本法の影響が認められる主要なものは以下の通りである。

（1）公益訴訟（第55条） [文献①74頁，文献

③109頁。文献④302頁「いくつかの国家・地区の公益訴訟の関連制度」，また同332頁「日本消費者団体訴訟の関連状況」は2010年10月実施訪日研修のレポート，さらに同249頁「日本不動産登記，環境公害訴訟と民事執行制度の関連状況」は2012年1月実施訪日研修のレポート]

（2）第三者取消の訴え（第56条3項） [文献④

339頁「訴訟外第三者権益保護の民事訴訟制度」，また同260頁「日本民事訴訟法の提訴受理，送達，書証提出命令，調停，執行和解，

²³ JICA 公共政策部 2010年6月作成の「中国民訴法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価報告書」8頁以下参照。開発援助機関JICAによる評価視点からは、法整備支援プロジェクトについては、法律がどのように改正されたか、法曹実務者の人材育成が進んだかということに加えて、法律改正や法曹の人材育成が進んだことによる開発インパクトが把握されなければならず、その場合には支援の結果と社会状況の変化との因果関係の説明が求められる。上記報告書15頁では、今後の中国民事訴訟法，中国仲裁法改正作業において比較法的観点から有益な視座を与える点で、「本プロジェクトは、今後の中国との法整備分野の協力に対して大きな正のインパクトを与えた」と評価している。

二審手続, 第三者取消の訴え制度の関連状況」は2011年11月実施福州現地セミナーのレポート]

(3) 証拠の種類 (第 63 条) [文献①95 頁, 文献③140 頁。文献④388 頁「電子証拠の初歩的研究」, また同 223 頁「中日民事訴訟法国際研討会簡報」は2008年3月実施北京現地セミナーのレポート]

(4) 証拠提出の責任 (第 65 条, 66 条) [文献④223 頁「中日民事訴訟法国際研討会簡報」は前同, 同 357 頁「いくつかの国家と地区の証拠失権制度の関連状況」, また同 420 頁「日本の民事訴訟争点及び証拠整理手続」は2010年10月実施訪日研修のレポート]

(5) 訴訟提起前の証拠保全制度 (第 81 条) [文献④366 頁「民事訴訟の証拠保全制度」]

(6) 差置送達 (第 86 条) [文献④608 頁「日本民事訴訟の判決の効力と送達制度」は2009年5月実施北京現地セミナーのレポート]

(7) 電子送達 (第 87 条) [文献①138 頁, 文献③204 頁]

(8) 行為保全 (第 100 条) [文献①154 頁, 文献③229 頁]

(9) 応訴管轄 (第 127 条) [文献①210 頁, 文献②212 頁, 文献③311 頁。また文献④619 頁「日本民事訴訟の管轄の関連状況」は2008年11月実施訪日研修のレポート]

(10) 手続分流 (第 133 条) [文献①216 頁, 文献③320 頁。また文献④285 頁「日本民事調停制度」は2008年11月実施訪日研修のレポート, 同 289 頁「日本の調停と執行制度」は2010年10月実施訪日研修のレポート, 同 420 頁「日本の民事訴訟争点及び証拠整理手続」は前同]

(11) 裁判文書の公開 (第 156 条) [文献①254 頁, 文献③375 頁。文献④597 頁「いくつかの国家と地区の裁判文書公開について」]

(12) 簡易手続の適用 (第 157 条) [文献①258 頁, 文献③382 頁。文献④442 頁「民事簡易手続の研究報告」, また文献④483 頁「日本の簡易裁判所の訴訟手続規定について」は2008年3月実施北京現地セミナーのレポート]

(13) 第二審の審理方式 (第 169 条) [文献④260 頁「日本民事訴訟法の提訴受理, 送達, 書証提出命令, 調停, 執行和解, 二審手続, 第三者取消の訴え制度の関連状況」は前同]

(14) 督促手続と訴訟手続 (第 217 条) [文献①353 頁, 文献③516 頁。文献④615 頁「日本民事訴訟法の期間, 督促手続と強制措置の関連規定」]

(15) 執行和解 (第 230 条 2 項) [文献④260 頁「日本民事訴訟法の提訴受理, 送達, 書証提出命令, 調停, 執行和解, 二審手続, 第三者取消の訴え制度の関連状況」は前同]

(16) 仲裁判断不執行 (第 237 条 2 項 4 号・5 号) [文献①381 頁, 文献③555 頁。2012年1月実施訪日研修にて検討]

第2 結語にかえて

なお, 本稿は, 中国民訴法の改正決定を受けて, 2007年以降行ってきた中国法整備支援の成果を振り返るとともに今後の協力の在り方を模索・展望するための総括シンポジウム(当初予定では2012年11月末開催)のために準備してきたものである。

法務省法務総合研究所国際協力部におかれては, 上述の各訪日研修・現地セミナーに関する細心周的な準備・実施だけでなく, 本稿発表の貴重な機会を与えていただいたことに対しても心から感謝を申し上げます。

以上 (しらで ひろゆき)